

あきる野市教育委員会 4 月定例会会議録

- 1 開催日 平成28年4月28日(木)
- 2 開催時刻 午後2時00分
- 3 終了時刻 午後2時50分
- 4 場所 あきる野市役所 5階 505会議室
- 5 日程
- 日程第1 議案第6号 あきる野市社会教育委員の委嘱について
- 日程第2 議案第7号 あきる野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について
- 日程第3 報告第3号 臨時代理した教育委員会の職員の人事異動に関する報告及び承認について
- 日程第4 報告事項(1) あきる野市特別支援教育就学奨励費支給要綱について
- 日程第5 教育長及び教育委員報告
- 6 出席委員
- | | |
|----------|-----------|
| 教 育 長 | 私 市 豊 |
| 教育長職務代理者 | 山 城 清 邦 |
| 委 員 | 田 野 倉 美 保 |
| 委 員 | 丹 治 充 |
| 委 員 | 宮 田 正 彦 |
- 7 欠席委員 なし
- 8 事務局出席者
- | | |
|-------------|-----------|
| 教 育 部 長 | 小 林 賢 司 |
| 指 導 担 当 部 長 | 肝 付 俊 朗 |
| 生涯学習担当部長 | 関 谷 学 |
| 教育総務課長 | 宮 田 健 一 郎 |
| 教育施設担当課長 | 清 水 保 治 |
| 学校給食課長 | 宮 崎 勝 央 |
| 指 導 担 当 課 長 | 間 嶋 健 |
| 生涯学習スポーツ課長 | 細 谷 英 広 |

スポーツ・公民館担当課長	吉岡賢
図書館長	松島満
指導主事	梶井ひとみ
指導主事	櫻井欣也

9 事務局欠席者 なし

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

教育長（私市 豊君）

それでは、定例会入る前に、去る 4 月の 14 日、16 日、九州熊本、大分地方に発災しました大地震で犠牲になられました方のご冥福をお祈りするとともに、被災されました多くの方にお見舞いを申し上げます。あきる野市といたしましては、支援募金箱の設置を直ちに行い、また水や非常食の支援物資を熊本市に送り届けております。今後人的派遣につきましても東京都及び東京都市長会を通じて派遣の予定となっております。被災地の一刻も早い復旧、復興を願うものであります。

それでは、ただいまからあきる野市教育委員会 4 月定例会を開催いたします。

本日は、教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

本日傍聴の希望がありますので、許可したいと思います。

それでは、議事日程に従って会議を進めたいと思います。

まず、議事録署名委員の指名については、田野倉委員と丹治委員を指名します。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第 1 議案第 6 号あきる野市社会教育委員の委嘱についてを上程します。

本件は人事案件ですので、非公開で会議を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、非公開で会議を進めます。

＝非公開＝

日程第 2 議案第 7 号あきる野市スポーツ推進審議会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

それでは、傍聴人の入室を許可します。

続きまして、日程第 3 報告第 3 号臨時代理した教育委員会の職員の人事異動に関する報告及び承認についてを上程します。

説明を教育部長をお願いいたします。

教育部長（小林賢司君）

それでは、説明をさせていただきます。

報告第 3 号臨時代理した教育委員会の職員の人事異動に関する報告及び承認について、教育委員会事務局の課長級の職以上の人事異動について、あきる野市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、同規則第 4 条第 2 項の規定によりこれを報告し委員会の承認を求めるところでございます。平成 28 年 4 月 28 日。報告者、あきる野市教育委員会教育長、私市豊。

次のページの別紙をご覧くださいと思います。ただいま申し上げました教育委員会事務局の課長職以上の人事異動の事務処理につきましては、平成 28 年 3 月 31 日に臨時

代理しましたので、内容につきまして説明をさせていただきます。それでは、表につきまして、氏名、新、旧の職名、備考の順に読み上げさせていただきます。なお、敬称は略させていただきます。

まず、平成28年3月31日付の人事の発令につきましては、森田勝、定年退職、教育部長。木下義彦、定年退職、教育部学校給食課長。この2名でございます。

次に、平成28年4月1日付の人事の発令につきましては、小林賢司、教育部長、教育部教育総務課長。宮田健一郎、教育部教育総務課長、教育部指導室長補佐（教職員係長事務取扱）。間嶋健、教育部指導室指導担当課長、東京都教育委員会、東京都からの派遣。宮崎勝央、教育部学校給食課長、健康福祉部生活福祉課長補佐（保護係長事務取扱）。西山豪一、東京都教育委員会、教育部指導室指導担当課長、東京都へ帰任。この5名でございます。

説明は以上でございます。よろしくご承認のほどお願いいたします。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何かご質問がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第3 報告第3号臨時代理した教育委員会の職員の人事異動に関する報告及び承認については、原案のとおり承認することに異議はございませんでしょうか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第3 報告第3号臨時代理した教育委員会の職員の人事異動に関する報告及び承認については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第4 報告事項1、あきる野市特別支援教育就学奨励費支給要綱について、報告者は説明をお願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長（宮田健一郎君）

それでは、ご説明させていただきます。

日程第4 報告事項1、あきる野市特別支援教育就学奨励費支給要綱についてご報告させていただきます。就学奨励費につきましては、教育の機会均等及び特別支援教育の特殊性から、保護者の負担軽減等を考慮いたしまして、あきる野市立学校に設置する特別支援学級固定制及び通級指導学級に在籍もしくは通級により指導を受けている児童生徒の保護者に対しまして、特別支援学校への就学奨励に関する法律に準じて学用品、給食費、通学費等の支給事務を行ってまいりましたが、あきる野市立学校に設置いたします特別支援学級の就学奨励に関しまして必要な事項を明確に定めることが望ましいことから、あきる野市特別支援教育就学奨励費支給要綱を制定いたしました。本要綱は、本年4月から施行し

ております。

主な内容につきましてご説明させていただきます。支給対象者、要綱で申し上げますと第3条関係でございます。就学奨励費の支給対象者は、市内に住所を有する者で現在生活保護を受けている保護者、公共交通機関を利用していない児童生徒の保護者で前年の総収入が生活保護法の規定による生活保護基準表により算出した基準需要額、この2.5倍以上の保護者、また就学援助費で通学費を受けている保護者を除いた第3条第1項(1)から(3)までのいずれかに該当する保護者でございます。この(1)につきましては、特別支援学級固定制に在籍している児童生徒の保護者でございます。(2)につきましては、普通学級に在籍し、知的障害や肢体不自由等の障害を有し、就学相談委員会で特別支援学級への就学が適当であると認められた児童生徒の保護者でございます。就学相談委員会で特別支援学級が適当と認められた場合は、そのほとんどが特別支援学級に就学をしておりますが、中には保護者の強い意向によりまして普通学級に就学している場合がございます。そういった場合のケースになります。(3)につきましては、通級指導学級へ通う児童生徒の保護者でございます。

続きまして、支給項目等、第4条関係でございます。学用品、修学旅行費、学校給食費、これらの支給項目につきましては、要綱最後の部分になります別表にお示しさせていただきましたとおりでございます。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

教育長(私市 豊君)

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

ご質問がありましたらお願いをいたします。

山城職務代理者。

教育長職務代理者(山城清邦君)

これによって支給対象となる児童数、家庭数でもいいのですが、どのくらいの人数なのかということと、それから2.5倍というのが出てくるのですが、この2.5倍というのは関連法令の参考になる基準か何かがあるのでしょうか。

以上、2点です。

教育長(私市 豊君)

教育総務課長。

教育総務課長(宮田健一郎君)

人数につきましては、本日データを持ってきませんでしたので、正確な人数をお答えできないのですが、対象者といたしましては就学援助費が該当となっていない家庭ということと、現在、特別支援学級、通級指導学級に通っているお子さんの保護者であります。

最後に質問がありました2.5倍以内の部分ですけれども、そちらにつきましては、お配りいたしました要綱の第6条のところに支給認定等ということでお示しをさせていただいております。特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領(平成26年4月1日付け26文科初第27号文部科学省初等中等教育局長通知)に準じて決定するものということを示させていただきます。

いております。具体的には、今回、お示しはできなかつたのですが、こういった算出表がございまして、その表で世帯構成によって分母となります基準額をまず計算をします。それが分母になりまして、世帯の総収入が上に、分子になります。それで割り算をして、2.5倍以内であれば認定になりますよと。そういう認定方法になってまいります。数値につきましても、今申し上げました数値を使わせていただいております。

教育長職務代理人（山城清邦君）

文科省の法律の施行令にその基準が出ているという形、それをそのまま持ってきたということですね。

教育総務課長（宮田健一郎君）

はい。

教育長職務代理人（山城清邦君）

わかりました。ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

人数のほうは、後ほどお示しするということよろしいですか。

教育総務課長（宮田健一郎君）

はい、調べましてご報告します。

教育長（私市 豊君）

それよろしいですか、山城委員。

教育長職務代理人（山城清邦君）

はい、結構です。

教育総務課長（宮田健一郎君）

今年度につきましては、今申し込みが行われている最中で、認定が終わっておりませんので、まずは前年度の人数をお示しさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

教育長（私市 豊君）

よろしく願いします。

教育長職務代理人（山城清邦君）

予算取りはしてあるのですか。

教育総務課長（宮田健一郎君）

はい。

教育長職務代理人（山城清邦君）

予算の算定積算資料ではどのくらいで見積りました。

教育部長（小林賢司君）

補足で、今までは国の法律に基づいてこれをやっていたのですが、明確にしようということで要綱を定めたので、予算はそのままとってあります。ただ、今までのその法律に基づいて要綱を制定しました。

教育長職務代理人（山城清邦君）

なるほど。要するに事務の基準がこれで明確になったということですね。

教育部長（小林賢司君）

そうです。

教育長（私市 豊君）

ほかにございますでしょうか。

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

細かい話なのですが、この制度は物ではなくて、お金として支給されるものでしょうか。それと、実際新入生、新入学児童生徒学用品等は一時お金で上げると親御さんがそれを使ってしまって、持ってこないお子さんがいるようなお話も聞いたことがあるのですが、その辺はいかがでしょうか。実際にそういうことがありますか。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（宮田健一郎君）

支給につきましては、お金で支給を行っております。

物品の支給につきましては、さまざまな保護者の方がございますので、申請時にさまざまな調整をさせていただきます、実際に必要なお子さんに使えるような形で支給の方法を行っています。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

ほかに質問等ございますか。

山城委員。

教育長職務代理者（山城清邦君）

この給食費についても、これ2分の1は現金で支給するのですか。

教育長（私市 豊君）

教育総務課長。

教育総務課長（宮田健一郎君）

申請者の指定のございました口座に支給を行います。

以上でございます。

教育長職務代理者（山城清邦君）

生活保護の場合には現金ではなくて、直接、市の収入になるようなことでしたよね。

教育部長（小林賢司君）

給食費の場合は、代理納付という形があります。

教育長職務代理者（山城清邦君）

この場合にはない。

教育部長（小林賢司君）

この場合は、そうです、口座のほうへ行きます。あと、就学援助では最初の申請時に滞納があった場合は、給食費に回してもいいですよという同意をいただければ、保護者にではなく給食センターへとといった仕組みが行えます。

教育長（私市 豊君）

山城委員。

教育長職務代理人（山城清邦君）

じゃ、いずれこれもそのような同意を得た上で迂回しないで直接市の財政に入るようなことも考えられているのですか。

教育部長（小林賢司君）

特別支援のこの関係については、就学援助とはまた違って、滞納とか、そういう方は余りいらっしゃいません。就学援助では、ちょっと多いので、こういう措置をとらせていただいたのですけれども、この件に関しては、それほど滞納がありませんので、今後、必要に応じて検討する必要があるかと考えます。

教育長職務代理人（山城清邦君）

基本的にはその考え方でこれは進めていくということですね。わかりました。

教育長（私市 豊君）

ほかに。よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、本件は報告として承りました。

続きまして、教育長及び教育委員の報告に入ります。

私から報告をいたします。

4月21日に市民解説員の認定書の交付式を行いまして、今年、7人の方を新たに認定されました。これで認定書を受けた方は96人になるのですが、実際には、高齢等の関係もあり、活動している方は半分程度ということでございます。この認定受けるには最低でも2年かかります。ことし認定書を交付した7人の方、ほとんどが3年から5年かけてここで認定書を受けたという、非常に結構厳しいというのですか、取得するには大変な解説員の免許でございます。これからあきる野市の市外の方だとか、市民にもいろんなガイド役などを担っていただくということで活躍が期待されるところでございます。

それから、翌22日に町内会・自治会連合会総会がございました。現在、82の町内会、自治会がございまして、今年は、そのうちの47会の会長が変わっております。半数以上が新しい会長になっておりまして、いろいろ町内会、自治会のほうでも大変じゃないかなと思います。教育委員会としても、町内会、自治会にはいろいろかかわりがありますので、ぜひその辺のところは通知等間違えないような対応を図っていただきたいと思います。

最後に、27日、昨日ですけれども、ホロコースト展、これ創価大学のほうで開催されたのですが、アンネ・フランクと杉浦千畝に関してのナチス・ドイツの虐殺に関する展示等が昨日から5月の10日まで行われるということで、きのうはオープン式典ということで伺ったんですけども、非常に胸が痛くなるような写真展示、また文書等の展示がありまして、ホロコーストの歴史から人権を学び、人権こそが平和への基盤だというような訴えがありました。もしチャンスがありましたら、見に行ってくださいというふうに思います。全国でこのホロコースト展はやっているということで、ことしになってからは広島でやってきて、今回、東京に来て、また次の段階ではどっか違うところでやるというふうに伺っております。創価大学の文系A棟という建物で行っております。5月10日まで、時間は10時から18時まででございます。無料でございます。

私からは以上です。

では、委員の皆様でご報告が何かございましたら。お願いしたいと思います。

山城職務代理者。

教育長職務代理者（山城清邦君）

私もここに書いてある4月の10日、この日私市教育長がご欠席ということで、かわり
にということでキララホールですずらんグループの健康セミナーというのがございまして、
代理で出席してきました。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございました。

教育長職務代理者（山城清邦君）

米山医院の米山先生の講演を聞いてまいりまして、第2部の大正琴のほうはちょっと私
時間なくて欠席させていただきました。キララホールがほとんど女性で埋まるというのを
初めて、来賓は男性が私含めて3人ぐらいしかいなくて、なかなか貴重な体験をしました。
皆さん本当に熱心に活動していらっしゃるなと思いました。

あとは、4月の23日に学校公開で屋城小学校へ伺って、1時間ほどしかちょっといら
れなかったのですが、校長先生と教頭先生とも話をさせていただきながら見学をさせて
いただきました。

私のほうからは以上です。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございました。

ほかに委員の方、よろしいでしょうか。

教育長職務代理者（山城清邦君）

済みません。それから、関東甲信越静の教育委員連合会の総会と研修会が5月の27日、
八王子で行われるそうなのですが、これ済みません、4月20日の教育委員会連合
会に絡む話なのですが、そのときに八王子市から紹介があったのですが、ご案内が手元
に行っているとは思いますが、その前段のアトラクションとして八王子の車人形の公
演があるそうですので、楽しみにしております。

そんなところです。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございました。

ほかの委員さん、よろしいでしょうか。

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

4月5日に戸倉の体験研修センターができて、大変立派な内装で良いなと思うのですけ
ども、広く子供たちに、地元の方も利用できるようなシステムをこれから作っていただき
たいと思いますので要望させていただきます。

以上です。

教育長（私市 豊君）

山城委員。

教育長職務代理人（山城清邦君）

それに関してですが、改修費が3億でしたか。そのうち75%が東京都の補助金だったので、さあ、これから集客をどうやっていくかというのが結構大変だろうなという感じがしました。傾向としては、ジオパークの展示をもう少しこれから充実していったらとありがたいなと思っています。展示をのぞいていましたら、あきる野の地層の中に九州の南から飛んできた巨大カルデラ噴火の火山灰がここにあるということで、いまの九州の地震と、それから関連して巨大噴火がいずれ来るのかななんて、ちょっと不安に思いましたが、あのジオパークもなかなか充実していただけるとおもしろいなと思いました。子供が7,000円というのがやっぱりネックなのですかね。でも、運営費はあれ市の負担になるわけですか、全額。

教育長（私市 豊君）

あれは、指定管理者になっていますので。

教育長職務代理人（山城清邦君）

でも、最終的には市の懐で回していかなきゃいけないということになるわけですかね。

教育長（私市 豊君）

基本的には、そうはならないと思います。

教育長職務代理人（山城清邦君）

東京都からの。

教育長（私市 豊君）

いや、もう瀬音の湯を運営している同じ会社ですから、そこで本当に民間ということでやっていくと思います。

教育長職務代理人（山城清邦君）

ただ、若い館長さんでしたが、正式な肩書は何でしたか、なかなかしっかりした挨拶されていましたがね。戸倉小の卒業生ですかね。楽しみな面と、それからこれからの運営大変じゃないかなと思いました。協力できるところは協力していこうと思っていますけども、そんな感じがいたしました。

教育長（私市 豊君）

よろしいでしょうか、報告のほうは。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、無いようですので、ここで事務局のほうから今後の日程等についてご案内をお願いいたします。

教育総務課長（宮田健一郎君）

それでは、今後の日程等につきましてご案内をさせていただきます。

5月8日日曜、都立秋留台公園でスポーツ・レクリエーション大会が開催されます。詳細につきましては、後日担当のほうからご連絡をさせていただきます。

5月11日水曜午後2時から午後5時まで、小中学校合同の大規模地震対応訓練を行います。午後2時過ぎに教育委員さんの安否確認を電話でさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

5月19日木曜、こちらの日は東京都市町村教育委員会連合会の通常総会が午後3時半から東京自治会館で開催されます。出発時間等、詳細につきましては後日ご案内をさせていただきます。

5月21日土曜、この日は東秋留小学校、南秋留小学校、増戸小学校の運動会が開催されます。

5月27日金曜、この日は関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会研修会が午後12時45分から八王子市オリンパスホール八王子で開催されます。出発時間、また詳細につきましては後日ご案内をさせていただきます。

最後に、次回、5月の定例会でございます。5月26日木曜午後2時から、505会議室で開催いたします。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

特に何かございますか。よろしいですか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、以上をもちましてあきる野市教育委員会4月定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後2時50分